



令和7年12月1日

## 育児休業給付等センターの開設

今年の4月に新設された出生時育児休業給付金と育児時短就業給付金は、制度の複雑さもあり、申請から支給までに時間を要することが問題となっていました。このような中厚生労働省は、育児休業等給付に関する制度内容や申請手続き、電子申請の処理状況の目安に関するお問い合わせを受けるため、センターを11月17日に開設すると公表しました。

### 育児休業等給付センター 0570-200-406

電子申請の処理状況の目安も問い合わせができる為、従業員からの問い合わせの際には、センターを活用してもよいでしょう。



## 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした医療保険制度で、2008年に創設されました。高齢化が進む中で医療費が増加する状況に対応し、安定的に医療を受けられる環境を整えるための仕組みです。加入の対象は、原則として75歳以上の方、または一定の障害がある65~74歳の方です。加入手続きは不要で、該当年齢に達すると自動的に移行します。

制度は都道府県ごとの「後期高齢者医療広域連合」が運営し、市区町村が保険証の交付や保険料の徴収などの窓口業務を担当します。保険料は「均等割」と「所得割」で決まり、所得に応じて負担が調整されます。低所得者向けの軽減措置も用意されています。医療機関での窓口負担は原則1割ですが、所得が一定以上ある方は2割または3割となります。また、高額な医療費がかかった場合は「高額療養費制度」により、自己負担額が上限を超えた部分が後から支給されます。

従業員の扶養家族が75歳になると健康保険の扶養から外れ、後期高齢者医療制度へ移行する点に注意が必要です。

## 通勤手当の非課税限度額の変更



2025年11月19日の官報により改正所得税法施行令が改正され、通勤手当の非課税限度額が変更となりました（具体的な引上げ額は表のとおり）。

※赤字が変更部分

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの非課税限度額	
2km未満	全額課税	
2km以上10km未満	4,200円	4,200円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

今回の改正は、2025年8月に行われた「令和7年人事院勧告」として、2025年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引上げが勧告されたことに伴うものです。

施行日は2025年11月20日で、**2025年4月1日に遡及適用となることに伴い、年末調整での対応が必要**になってきます。

具体的な対応内容は今後、国税庁のホームページで案内されることになります。



## 36協定とは？

労働基準法では、労働時間の上限（第32条）や休日の付与（第35条）が定められています。この上限のことを「法定労働時間」といい、法律で労働者への付与が義務付けられているこの休日のことを「法定休日」といいます。そして、法定労働時間を超える労働のことを「時間外労働」、法定休日に行う労働のことを「休日労働」と呼んでいます。

なお会社が独自に定める労働時間及び休日のことは、それぞれ「所定労働時間」「所定休日」といいます。

◎使用者が労働者に「時間外労働」や「休日労働」をさせる場合は、以下のことを行わなければなりません。

- ・労働基準法第36条に基づく「時間外・休日労働に関する労使協定」（以下、36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ること。
- ・雇用契約書や就業規則等に「36協定の範囲内で残業や休日出勤を命じる」旨を明記すること。  
**36協定の締結・届出をせずに労働者に時間外労働や休日労働をさせた場合、使用者には罰則**（労働基準法第119条1項）**が科される可能性があります。**

## 雇用調整助成金 支給の要件



### 【雇用調整の実施】

本助成金は、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済的な理由」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、その雇用の維持を図るために、「雇用調整（休業・教育訓練・出向）」を実施する事業主が支給対象となります。

### 【景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由とは】

景気の変動及び産業構造の変化ならびに地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現、消費者物価・外国為替その他の価格の変動等の経済事情の変化をいいます。（参考例）

- ・交通路線の更改、廃止等に伴い来客が減少した飲食店が事業活動の縮小を余儀なくされた場合
- ・取引先の工場が操業を停止したことにより、部品等の原材料の入手が困難となり受注減などで加工業者が事業縮小を余儀なくされた場合
- ・近隣に同業者が開業したことにより来客が減少し事業活動の縮小を余儀なくされた場合
- ・原価の高騰により販売価格の引き上げを強いられ、需要減により事業活動の縮小を余儀なくされた場合 等。

そのため以下の理由による事業活動の停止または縮小は**本助成金の対象とはなりません。**

- ① 例年繰り返される季節的変動によるもの（自然現象によらない）
- ② 事故または災害により施設または設備が被害を受けたことによるもの
- ③ 法令または司法処分により事業活動の全部または一部が制限されたことによるもの

### 【事業活動の縮小とは】

以下の生産量要件・雇用要件を満たしていることをいいます。

- ① 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3カ月間の月平均値が前年に比べ10%以上減少していること。
- ② 雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の最近3カ月間の平均値が、前年同期と比べ、大企業は5%を超えてかつ6人以上、中小企業は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。